

4月に採用・転勤された方へ

新たに認定した通勤・住居・扶養手当は、5月分給与で4・5月分の手当が支給されます。学校事務センターでも確認を行いますが、認定件数も多く誤払いを避けるため、ご自身でも2ヶ月分が正しく支給されているか、給与明細を必ずご確認ください。

◇下記に該当する場合は事務職員までお知らせください◇

- ・扶養している家族の就労状況（就職、退職、労働時間の増減など）に変更がある場合
- ・住居を変更する場合や契約内容に変更がある場合
- ・通勤方法や通勤経路に変更がある場合
- ・結婚や出産などにより家族構成に変更がある場合



◇住民税についてのお知らせ◇

学校に勤めている県費負担教職員（非常勤講師は除く）は、特別徴収（給与天引き）が原則です。自宅に住民税の払込通知書が届いても、支払いをせず、事務職員にお知らせください。

☆6月給与より、令和元年分の収入に応じた額の住民税が、毎月給与天引きされます。

☆1月1日に住民票がある市町村に、県教委が給与で天引きされた住民税を払います。

☆5月下旬に住民税の決定通知をお渡しする予定です。

住居手当の改定がありました

令和3年4月1日より、支給対象となる家賃の下限が8,000円→15,000円

手当額の上限が27,000円→28,000円

など 改定がありました。

住居手当が支給されている方で4月分から増減となっている場合があります。

◇出張するにあたって◇

5月は家庭訪問、遠足、修学旅行、中体連など様々な出張があります。旅行命令書は、必ず出張前に作成してください。旅費精算はその月の月末に精算をしてください。

（学校独自コードお忘れなく）

コロナの状況によって急な出張の中止、変更があった時は必ず旅費システムも修正・削除をお願いします。

◇学校事務に関するお問い合わせや相談ごと・・・亀山市学校事務センターまで

専用電話 82-1177

FAX 82-2766